

永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月19日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第11号

永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

永平寺町国民健康保険税条例(平成18年永平寺町条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第4項中「及び資産割額」を削る。

第5条の2第1号中「第7条の3」を「第7条の2」に改める。

第6条中「100分の2.4」を「100分の2.8」に改める。

第7条を削り、第7条の2を第7条とし、第7条の3を第7条の2とする。

第9条を削り、第9条の2を第9条とし、第9条の3を第9条の2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の永平寺町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。